

令和3年度

『犯罪被害者週間』

について

11月25日～12月1日までの1週間は、**犯罪被害者週間**となります。

※スローガン※

社会に広げよう

被害者支援の和

※令和3年度※

『犯罪被害者週間標語』

とどけよう

やさしいところ おも

いやり

北海道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図ると共に犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる社会を目指しています。

このような道民生活を実現する目

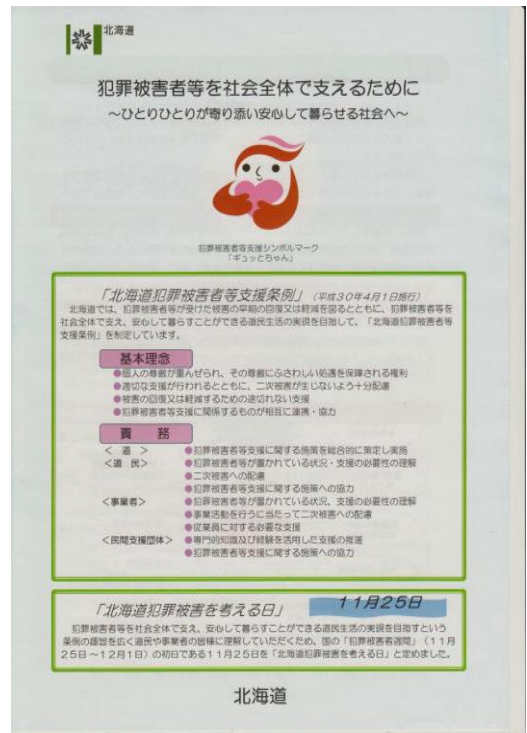
で
平成30年4月1日に『北海道犯罪被害者等支援条例』を制定しています。

条例により11月25日は、

『北海道犯罪被害者を考える日』

となります。

社会全体で被害者を支え、一日でも早く被害者の方々の様々な問題を克服できるよう寄り添い支援の和を広げましょう。



的

とどけよう やさしいところ おもいやり

あなたの周りに困っている人、
悲しんでいる人はいませんか？
あなたが隣にいただけで！
救われる人もいます。
みなで支え合える世の中を
つくりましょう。

中川翔子



中川翔子さん
描き下ろし!



犯罪被害者週間

令和3年 11月25日～12月1日

全国各地での広報啓発イベントの詳細はこちらから

ホームページ

Facebook

警察庁 犯罪被害者週間



警察庁 犯罪被害者 FB



犯罪被害者支援リンク集サイト
「みんなで支え合おう」

中央イベント
(12/10)に
中川翔子さんが
ご出演します!

▶ 当日のイベントの様様を Youtubeで限定ライブ配信します。視聴方法についてはウェブサイトよりご確認ください。



警察庁
National Police Agency

